

28み監査第 62号
平成29年 1月 6日

みよし市長 小野田 賢 治 様
みよし市議会議長 近 藤 剛 男 様
みよし市教育委員会教育長 今 瀬 良 江 様

みよし市監査委員 小 嶋 正 道
同 富 田 正

財政援助団体監査の結果に関する報告について（提出）

地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を別紙のとおり提出します。

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小嶋 正道
富田 正

第2 監査の種類

公の施設の指定管理監査

第3 監査の概要

1 監査の実施期間

平成28年9月2日から平成28年9月27日まで

2 監査の対象とした団体

	対象法人・団体名	所管部課名
指定管理団体 (対象施設)	指定管理者 ホーメックスグループ共同企業体 (みよし市勤労文化会館・みよし市ふるさと会館)	教育部教育行政課

3 監査の対象とした事項及び範囲

(1) 対象事項

平成27年度に基本協定を締結した公の施設の指定管理業務に係る出納
その他の事務の執行

(2) 公の施設の指定管理者年度協定額

- | | |
|----------|--------------|
| ① 平成27年度 | 133,579,108円 |
| ② 平成28年度 | 133,580,000円 |

4. 監査の着眼点及び実施方法

公の施設の指定管理者については、公の施設の管理を行わせる団体の指定は、法、条例等に根拠をおいているか、管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続き等は適正になされているか、施設は関係法令（条例を含む）の定めるところにより適切に管理されているか、協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか、公の施設の管理に係る収支会計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに、団体職員の説明を聴取するなど実地調査し、監査を実施しました。

第4 監査の結果

1 指定管理者

ホームックスグループ共同企業体

2 指定管理している施設

(1) みよし市勤労文化会館

(2) みよし市ふるさと会館

3 指定管理期間

平成27年4月1日から平成32年3月31日まで

4 指定管理の概要

みよし市勤労文化会館及びみよし市ふるさと会館は、市民の文化の振興及び福祉の増進を図るために平成5年に設置されました。民間事業者を活用し、地域住民等に対する文化芸術の拠点施設として効果的及び効率的な管理運営を実施することにより、地域の文化振興の一層の増進を図るために指定管理者制度を平成19年度より導入し、管理運営をおこなっています。

監査は、9月27日に会館及びみよし市ふるさと会館において、午後1時15分より午後3時35分まで、指定管理者の指定の手続きに関する条例及び書類、基本協定及び年度協定、管理物品引渡確認書、履行確認書類、預金通帳等を確認、調査するとともに団体職員及び関係職員の説明を聴取し、実施しました。

公の施設の指定管理者の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した結果、根拠となる条例、基本協定及び年度協定に従って、概ね適正に処理されていると認められました。また、協定等に基づく義務の履行は適切に行われていることを確認しました。

今後も公の施設の管理にあたり、適切な施設管理に十分務めていただきますようお願いいたします。

財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき財政援助団体等の監査を次のとおり実施しました。

第1 監査を実施した監査委員

小嶋 正道
富田 正

第2 監査の種類

財政援助団体監査（補助金交付）

第3 監査の概要

1. 監査の実施期間

平成28年8月31日から平成28年10月6日まで

2. 監査の対象とした団体

対象法人・団体名		所管部課名
財政援助団体	みよし商工会	環境経済部産業課
財政援助団体	バル三好幼稚園	健康福祉部子育て支援課

3. 監査の対象とした事項及び範囲

(1) 対象事項

平成27年度における補助金等に係る出納その他の事務の執行

(2) 対象補助金及び交付決定額

みよし市みよし商工会補助金	23,430,400円
みよし市私立幼稚園就園奨励費補助金	15,026,500円
みよし市私立幼稚園在園児授業料等補助金	1,420,650円
みよし市私立幼稚園教育振興費補助金	1,674,000円

4. 監査の着眼点及び実施方法

補助金の交付団体については、補助金の交付目的及び補助対象事業の内容は明確か、補助金交付の公益上の必要性は十分にあるか、財政援助団体の補助対象事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分な効果が上げられているか、また、補助金が補助対象事業以外に流用されていないかなどを主眼として、出納その他の事務の執行について、団体から提出された資料及び提示された関係書類、帳簿等を照合、確認するとともに、団体職員の説明を聴取するなど実地調査し、監査を実施しました。

第4 監査の結果

(1) みよし商工会

みよし商工会は、昭和35年に制定された「商工会の組織等に関する法律」（平成5年商工会法に改称）に基づき、通産大臣の許可を受けて設立された公益法人で、商工業の総合的な改善発展を図るための活動をすることを目的としています。

監査は、10月6日みよし商工会において、午後1時30分より午後3時まで、関係職員から補助対象事業の実施状況の聞き取りを行うとともに、補助金の申請書類、補助対象経費の支払調書等を確認し、実施しました。

(2) 学校法人鈴木学園 ベル三好幼稚園

ベル三好幼稚園は、自然に触れ合うことで、ひとりひとりの可能性をサポートし「あそび」を通して「生きる力」を育てることを教育目標としています。

監査は、9月26日ベル三好幼稚園事務室において、午後3時30分より午後5時まで、各補助金の申請書類や現金の受け渡し方法の確認、特にみよし市私立幼稚園教育振興費補助金においては、活用状況についての説明を受けるとともに現地確認をすることにより実施しました。

各財政援助団体の補助金に係る出納その他の事務の執行について、監査を実施した結果、補助金交付申請書に添付された事業計画書、収支予算書及びそれぞれの補助金交付要綱に規定された補助金の交付条件に従って、各団体の会則を始め経理規程等の諸規定に基づき、概ね適正に処理されていると認められました。また、補助金の使途は、交付目的に沿ったもので、十分な効果を上げていることを確認しました。